

草病施第608号
平成30年8月24日

警備・電話交換業務委託（長期継続契約）に係る質問書について

草加市病院事業管理者 河野 辰幸

草加市立病院告示第4号で公告した警備・電話交換業務委託（長期継続契約）に係る質問書に対する回答を別紙のとおり公示します。

【質問 1】

現在の履行業者名及び落札金額を教えてください。

【回答 1】

現在の履行業者名及び落札金額については、
所定の入札結果情報を当院施設管理課窓口で公開しております。
お手数ですが来院して頂き、閲覧者名簿に必要事項を記入の上、閲覧してください。

【質問 2】

前回入札時の仕様内容と今回入札分の仕様内容の変更点がありましたら教えてください。

【回答 2】

変更点について次のとおりです。

①仕様書2ページ4-(4)中なお書き

臨時増員・勤務延長により係った費用については、協議の上、支払うこととした。
(前回仕様では、当初数量を見込んでいた。)

②仕様書2ページ4-(9)中

感染症（インフルエンザ等）予防のため必要な予防接種等を受注者負担で実施することを追加した。

③仕様書4ページ2-(3)中

入退出管理に患者面会者時間外受付を追加した。

④仕様書4ページ3業務条件中

(4)(5)を追加した。

(前回仕様では、日勤と宿直のみであったところ、準夜勤・深夜勤時間帯の業務処理は、夜勤者により実施することとした。)

⑤仕様書5ページ6-(2)中

業務担当者には、夏服上下2着、冬服上下2着以上をそれぞれ貸与することとした。

⑥仕様書7ページ2中

(4)を追加した。

⑦仕様書8ページ3-(2)イ中

②を追加した。

⑧仕様書10ページ5心臓・脳血管センター中

南側出入口の開錠及び閉鎖の時間を変更した。

⑨仕様書10ページ6-(1)中

マスク自動販売機の設置場所を2カ所追加した。

⑩仕様書14ページ2中

業務日時を平日・土曜開院日の08:30から17:30までとし、それ以外の時間を警備室で電話交換業務を行うこととした。

(前回仕様では、平日開院日08:30から19:00まで及び、土曜開院日及び休診日08:30から17:00までを電話交換室における電話交換業務、それ以外の日及び時間帯を警備室における電話交換業務としていた。)

【質問3】

平成30.10.1~33.9. 30 (3年間) 警備・電話交換業務委託 (内訳・代価表)

上記代価表の中でポスト数が合わないようですが、下部に記載されている日勤、宿直のポスト数が 表の中の員数とあっていないようです。(日勤、宿直勤務のポスト数)

また、超過勤務で、警備員A,B,Cの勤務時間は、1時間で日数はAが60日、Bが30日、Cが30日となっていますが、摘要の所では、全日：17:30~22:00の4.5時間と記載されていますが、この時間、日数はどのようになっていますか。

例

日 勤 $\left[\begin{array}{l} \text{開院日} - 5 \text{ P} \\ \text{休 日} - 3 \text{ P} \end{array} \right]$ 08:30~17:30

宿 直 全 日 - 1 P 17:30~翌08:30

準夜勤 全 日 - 2 P 16:00~翌01:00

深夜勤 全 日 - 2 P 23:30~翌08:30

このような解釈で良いかどうか。これに超過勤務分等を追加するようになりますか。

【回答 3】

ポスト数については、質問の例で示してある理解のとおりです。

日 勤08:30~ 17:30は、開院日 5 ポスト 休診日 3 ポスト

宿 直17:30~翌08:30は、全 日 1 ポスト

準夜勤16:00~翌01:00は、全 日 2 ポスト

深夜勤23:30~翌08:30は、全 日 2 ポスト

ただし、宿直及び深夜勤勤務者は、翌日の日勤者に適切な引き継ぎを行うものとします。

また、超過勤務について、

警備員Aは、1時間の超過勤務を60日、つまり履行期間中、60時間見込んでいます。

以下同様に

警備員B,Cは、1時間の超過勤務を30日、つまり履行期間中、30時間見込んでいます。

摘要の所の17:30~22:00は、超過勤務の対象となる時間帯を示したものです。

なお、超過勤務の対象時間帯は、17:30~22:00以外に宿直・深夜勤後の08:30以降も対象とします。

超過勤務が摘要される事象として、

緊急対応等による業務時間の延長及び院内の安全及び感染研修への参加（履行期間中、半年に1時間／回、通算6回及び大規模災害患者受入訓練等への参加（年1回（概ね11月第3土曜日の午後実施））による超過勤務を見込んでいます。